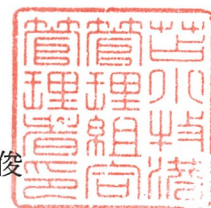


苫小牧港管理組合告示第 23 号

令和 7 年度及び令和 8 年度において、苫小牧港管理組合が発注する建設工事及び設計等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）に必要な資格並びに資格審査の申請について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 の規定により、次のとおり定める。

令和 6 年 12 月 20 日

苫小牧港管理組合
管理者 苫小牧市長 金澤 俊



第 1 資格の種類

令和 7 年度及び令和 8 年度の建設工事等競争入札参加の資格審査を行う資格の種類は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

第 2 資格要件

1 共通の資格要件

入札参加資格者は、次の各号に掲げるいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税に滞納がある者でないこと。
 - ① 道税（ただし、個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ② 本店が所在する都府県の事業税（ただし、道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ③ 消費税及び地方消費税
- (4) 次に掲げる社会保険等の届出の義務を履行していること。（ただし、届出義務のないものを除く。）
 - ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

2 資格の種類別の要件

- (1) 一般土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、鋼橋上部工事、塗装工事、機械器具設置工事及び造園工事
次の①から③のいずれにも該当すること。
 - ① 審査基準日において、希望する資格の種類に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による建設業の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて 2 年以上その事業を営んでいること。
 - ② ①の建設業の許可に係る経営事項審査において、総合評定値（P 点）の通知を受けており、かつ、その通知の基準日（＝決算日）が令和 5 年 9 月 2 日以降（随時の申請の場合は、審査基準日において有効なもの）であること。
 - ③ ②の経営事項審査において、当該建設業の許可に完成工事高があること。
- (2) 土木・建築設計
土木設計は次の①から③まで、建築設計は①から④のいずれにも該当すること。
 - ① 審査基準日において、引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
 - ② 審査基準日の直前 1 年間に、その事業に係る売上高を有していること。

- ③ 個人にあつては、従業員（代表者を含む）の数が3人以上であること。
- ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。（ただし、建築設備のみの設計を業とする場合を除く。）
- (3) 測量
 - 次の①から④のいずれにも該当すること。
 - ① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - ② 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
 - ③ 個人にあつては、従業員（代表者を含む）の数が3人以上であること。
 - ④ 測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
- (4) 地質調査及び技術資料作成
 - 次の①から③のいずれにも該当すること。
 - ① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - ② 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
 - ③ 個人にあつては、従業員（代表者を含む）の数が3人以上であること。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

- (1) 定期の申請は令和7年1月20日（月）から同年2月14日（金）までとする。
- (2) 随時の申請は令和7年4月28日（月）から令和8年12月11日（金）までとする。
- (3) 特に管理者が必要と認めた者に係る申請の時期は、管理者の指定する日とする。

2 申請の方法

- (1) 持参または郵送（簡易書留やレターパック等、配達状況を追跡できる方法での提出を推奨）による申請とする。（消印有効）
- (2) 苫小牧港管理組合の申請様式（苫小牧港管理組合ホームページよりダウンロード）を使用し、次の申請書類を提出することにより行うこととする。
 - ① 建設工事等競争入札参加資格審査申請書
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（建設工事の資格を希望する場合のみ。）
 - ③ 身分証明書の写し（個人事業主のみ、申請日以前3か月以内のもの。）
 - ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し（法人のみ、申請日以前3か月以内のもの。）
 - ⑤ 事業経歴書（設計等の資格を希望する場合のみ。）
 - ⑥ 営業所一覧表の写し（建設工事の資格を希望する場合のみ。）
 - ⑦ 許可・登録に関する証明書の写し
 - ⑧ 道税に滞納がないことの証明書の写し（申請日以前3か月以内のもの。）
 - ※北海道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書（申請日以前3か月以内のもの）
 - ⑨ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の写し（申請日以前3か月以内のもの。）
 - ⑩ 誓約書
 - ⑪ 建設工事入札参加資格審査申請書付票（建設工事の資格を希望する場合のみ。）
 - ※北海道に申請した付票を出力したもの。
 - ⑫ 社会保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の納入を証する書類の写し（建設工事の資格に申請がない場合のみ。）
 - ⑬ A4サイズフラットファイル（別添表紙、背表紙を貼付したもの。）
 - ⑭ 長3形返信用封筒（宛先（宛名には「御中」も記入する。）を記入し、110円切手を貼付したもの。）
 - ※①～⑫は①が上になるよう順番に⑬のフラットファイルに綴り込むこと。

第4 資格の審査基準日及び有効期間

1 資格の審査基準日

- (1) 定期申請における審査基準日は令和7年1月1日とする。
- (2) 随時申請における審査基準日は申請しようとする月の初日とする。

2 資格の有効期間

- (1) 定期申請の場合にあつては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 随時申請の場合にあつては、資格を有すると認めた通知があつた日から令和9年3月31日とする。

第5 その他

1 共同企業体の入札参加資格等

共同企業体の入札参加資格、申請の時期及び方法等については、発注する工事その他の入札ごとに別に定めることとする。

2 年間委任状について

年間委任状については、本店の代表者が道内の支店又は営業所の代表者に1年（度）間通じて入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限を委任する場合に提出すること。

年間委任状の委任期間は1年間（令和8年3月31日まで）とすること。また、変更があつた場合は、変更届の提出と併せて改めて提出すること。

別表1 建設工事

工事種別	左の資格に対応する建設業の許可	工事の内容
一般土木工事	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業	昭和47年3月8日付け建設省告示第350号及び昭和47年3月18日付け建設省計建発告示第46号通知による。
建築工事	建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業 清掃施設工事業 解体工事業	同上
電気工事	電気工事業 電気通信工事業 消防施設工事業	同上
管工事	管工事業 熱絶縁工事業 さく井工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業	同上
舗装工事	舗装工事業	同上
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業	鋼橋製作業者により行われる鋼桁製作、輸送、架設、床版工等の鋼橋製作から完成までの一連の工事
塗装工事	塗装工事業	昭和47年3月8日付け建設省告示第350号及び昭和47年3月18日付け建設省計建発告示第46号通知による。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業 鋼構造物工事業	同上
造園工事	造園工事業	同上

別表2 設計等

業務種別	左の資格に必要な登録	業務の内容
土木・建築設計	建築士事務所 ※建築設計（建築設備設計のみの場合を除く。）に限る。	土木施設物又は建築物の設計
測量	測量業者	一般測量又は航空測量
地質調査		地質又は土質の調査（計測も含む。）
技術資料作成		高度な技術資料の作成業務、各種補償コンサルタント業務、建設工事に関連する環境調査等。